

土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書

令和 6 年 4 月

長 崎 県 土 木 部

第1部 設計業務等共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第1101条	適用	設一	1
第1102条	用語の定義	設一	1
第1103条	受発注者の責務	設一	3
第1104条	業務の着手	設一	3
第1105条	設計図書の支給および点検	設一	3
第1106条	監督職員	設一	3
第1107条	管理技術者	設一	3
第1108条	照査技術者および照査の実施	設一	4
第1109条	担当技術者	設一	4
第1110条	提出書類	設一	4
第1111条	打合せ等	設一	5
第1112条	業務計画書	設一	5
第1113条	資料の貸与および返却	設一	6
第1114条	関係官公庁への手続き等	設一	6
第1115条	地元関係者との交渉等	設一	6
第1116条	土地又は水面への立入り等	設一	6
第1117条	成果物の提出	設一	7
第1118条	関連法令および条例の遵守	設一	7
第1119条	検査	設一	7
第1120条	修補	設一	7
第1121条	条件変更等	設一	7
第1122条	契約変更	設一	7
第1123条	履行期間の変更	設一	8
第1124条	一時中止	設一	8
第1125条	発注者の賠償責任	設一	8
第1126条	受注者の賠償責任等	設一	8
第1127条	部分使用	設一	8
第1128条	再委託	設一	8
第1129条	成果物の使用等	設一	9
第1130条	守秘義務	設一	9
第1131条	安全等の確保	設一	9
第1132条	臨機の措置	設一	10
第1133条	履行報告	設一	10
第1134条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	設一	11
第1135条	業務管理	設一	11
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	設一	11

第1137条	県内企業の優先活用について	設一	12
第1138条	暴力団等による不当要求の排除対策	設一	12
第1139条	保険加入の義務	設一	12
第1140条	新技術の活用について.....	設一	12
第1150条	支障物件（地下埋設物等）調査.....	設一	12

第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	設一	13
第1202条	現地踏査	設一	13
第1203条	設計業務等の種類	設一	13
第1204条	調査業務の内容	設一	13
第1205条	計画業務の内容	設一	13
第1206条	設計業務の内容	設一	13
第1207条	調査業務の条件	設一	14
第1208条	計画業務の条件	設一	14
第1209条	設計業務の条件	設一	14
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	設一	15
第1211条	設計業務の成果	設一	15
第1212条	三者会議への協力	設一	16
第1213条	維持管理への配慮	設一	16
(参考)	様式等	設一	17
(参考)	主要技術基準及び参考図書	設一	21

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類

第2101条	河川環境調査の種類	設一	34
--------	-----------------	----	----

第2節 環境影響評価

第2102条	環境影響評価の区分	設一	34
第2103条	計画段階配慮書（案）の作成	設一	34
第2104条	方法書（案）の作成	設一	35
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	設一	36
第2106条	調査	設一	36
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	設一	37
第2108条	準備書（案）の作成	設一	37
第2109条	評価書（案）の作成	設一	38
第2110条	評価書の補正等	設一	38

第3節 河川水辺環境調査

第2111条	河川水辺環境調査の区分	設一	39
第2112条	魚類調査	設一	39
第2113条	底生動物調査	設一	40
第2114条	植物調査	設一	40

することをいう。

43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1103 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行にあたって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63 年法律第91 号）第1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 1105 条 設計図書の支給および点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要とみとめたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1106 条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9 条第2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員はその口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 1107 条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
なお、管理技術者を変更する場合も同様とする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1 級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者および監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等では、協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導および教育を行うものとする。また、設計業務等が

適正に遂行されるように管理および監督するものとする。

7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
8. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1108 条 照査技術者および照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
 - (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。
 - I 樋門・樋管詳細設計
 - II 排水機場詳細設計
 - III 築堤護岸詳細設計
 - IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）
 - V 橋梁詳細設計
 - VI 山岳トンネル詳細設計
 - VII 共同溝詳細設計
 - VIII 仮設構造物詳細設計
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1109 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1110 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金

代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類およびその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

（参照：H30.1.31 付 29 建企第 579 号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について）

第 1111 条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時および設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合会の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 1112 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果物の内容、部数 | (8) 使用する主な図書および基準 |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) 主要機器・主要船舶・機械等 |
| (11) 施設（検潮所、試験室等） | (12) 安全管理 |
| (13) 環境保全対策 | (14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表） |
| (15) その他 | |

(2) 実施方針又は (15) その他には、第 1131 条安全等の確保及び第 1136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 1113 条 資料の貸与および返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書および関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書およびその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 1114 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
2. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 1115 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務等の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
5. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。
6. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間および経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 1116 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地等に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員および関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地等もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者および占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地等への立入りについて、当該土地等占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1117 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
5. 受注者は、成果物において使用する CAD の形式は、原則 SFC 形式とする。

第 1118 条 関連法令および条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。

第 1119 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って、受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果物の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録および写真等により検査を行う。
4. 完成検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。
ただし、やむをえない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。

第 1120 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条および第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は打合せ簿によるものとする。

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1121 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項

- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用および履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 1123 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であつても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1132 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地等への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第 1125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 1126 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 45 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 1127 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 1128 条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解折業務における手法の決定および技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項および第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 1129 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 発注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1130 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 1131 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、交通車両、船舶等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷、波浪等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。また、異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための緊急措置を行った後、注意して行うものとする。
8. 受注者は、海上もしくは海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
- (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
- なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。
- なお、ただちにに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員および関係官公庁に通知するものとする。
11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員および関係官公庁に通知するものとする。
12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員および関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
13. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員および関係官公庁に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員および関係官公庁から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
14. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。
- なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級または2級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 1132 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響が認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1133 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出し

なければならない。

第 1134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。

第 1135 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い設計業務等を実施するものとする。
2. 受注者は、当該設計業務等の現場と隣接又は区域を同じくする他の設計業務等もしくは工事と、常に相互協調して設計業務等を行うものとする。
3. 受注者は、設計業務等の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、設計業務等に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。
6. 受注者は、設計業務等が完了した場合、設計業務等のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 1112 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合には、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1137 条 県内企業の優先活用について

受注者は選定工法において、長崎県内で製造した資材を用いた設計を行うことを原則とする。

第 1138 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
2. 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業務者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3. 上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 1139 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1140 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国官施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第 1150 条 支障物件（地下埋設物等）調査

1. 受注者は、現地踏査を実施する場合、支障物件（電気、通信、ガス、水道施設等の埋設物）の有無につい

て各埋設物管理者に確認を行い、地下埋設物確認書（様式一イ）、地下埋設物調査範囲平面図（様式一口）及び地下埋設物物件事前確認簿（様式一ハ）を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記するものとする。

2. 前項の調査において、さらに確認が必要と判断された場合は、監督職員と協議の上、探査や試掘の調査を実施するものとする。なお、試掘等を実施する場合は、第 30150 条 地下埋設物件の事故防止に関する事項についてによるものとする。（平成 28 年 11 月 11 日 H28-08080-00918（技術情報班通知参照））

第 2 章 設計業務等一般

第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

第 1202 条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第 1203 条 設計業務等の種類

1. 設計業務とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第 1204 条 調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第 1205 条 計画業務の内容

計画業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第 1206 条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

ただし、港湾構造物設計では、基本設計、細部設計、実施設計を行うことをいう。

2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案又は最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提出することについてもこれを、予備設計とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。電気通信設備据付標準図集及び電気設備工事標準図に収録されている設備を採用するものについても同様とする。なおこれ

- らに定められた数量計算は単位あたり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算の計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
 9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、副産物の検討成果として、長崎県建設リサイクルガイドラインに基づき、リサイクル計画書を作成するものとする。
 10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。
- なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。
- また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法を決定した後に設計を行うものとする。

第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめるものとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第 1211 条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

- (1) 設計業務成果概要書
設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、取りまとめるものとする。
- (2) 設計計算書等
計算事項は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。
- (3) 設計図面
設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
- (4) 数量計算書
数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）、「港湾・漁港工事数量算出マニュアル」、「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領」又は特記仕様書に示す方法により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」（国土交通省・最新版）を参考とし、工種別、区間別に取りまとめるものとする。
ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。
- (5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量を基に算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工にあたって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法
- (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第 1212 条 三者会議への協力

業務完了後、設計業務の成果に対し、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領〔長崎県土木部〕』に基づく三者会議を実施する場合があります、発注者より要請を受けた受注者は、これに協力するものとする。

第 1213 条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
〔1〕共 通		
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会
3	水理公式集 平成11年版	土木学会
4	JISハンドブック	日本規格協会
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会
10	土木工事共通仕様書	国土交通省
11	地盤調査の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会
18	測量成果電子納品要領	国土交通省
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院
20	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂 マニュアル(案)	国土地理院
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省
25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会
26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会
28	2018年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会
29	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
30	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省
33	CAD製図基準	国土交通省
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会/社会基盤情報標準化委員会
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会
38	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会
39	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[シールド工法編]・同解説	土木学会
40	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[開削工法編]・同解説	土木学会
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会
43	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会
55	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会
57	高圧受電設備規程	日本電気協会
58	防災設備に関する指針 －電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター
60	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会
62	建設発生土利用技術マニュアル第4版	土木研究センター
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国土地理院
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会
69	「猛禽類保護の進め方(改訂版)－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ－」	環境省
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編(道路に面する地域)	環境庁
73	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院
79	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院
84	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院
87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院
89	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会
100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員
105	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
107	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル (案)	国土地理院
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル (案)	国土地理院
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル (案)	国土地理院
111	土木工事設計要領 第Ⅰ編 共通編	九州地方整備局
112	土木工事設計要領 第Ⅱ編 河川編	九州地方整備局
113	土木工事設計要領 第Ⅲ編 道路編	九州地方整備局
114	設計要領	NEXCO
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係		
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会
6	国土交通省 河川砂防技術基準 調査編	国土交通省
7	国土交通省 河川砂防技術基準 計画編	国土交通省
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	建設省
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会
14	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会
16	数字で見る港湾2020	日本港湾協会
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省
21	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
26	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会
27	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
28	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会
29	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会
30	海岸便覧	全国海岸協会
31	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議
32	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課
33	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター
34	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課
35	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議
36	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議
37	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会
38	河川事業関係例規集	日本河川協会
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課
40	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課
41	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規
42	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター
43	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会
44	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会
45	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会
46	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会
47	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会
48	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課
49	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター
50	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター
51	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター
52	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター
53	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター
54	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会
55	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター
56	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会
57	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会
58	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会
59	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局
60	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会
61	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会
62	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター
63	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会
64	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
65	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会
66	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部
67	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部
68	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
70	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター
71	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター
72	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会
73	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部
74	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会
75	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会
76	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター
77	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター
78	多目的ダムの建設	ダム技術センター
79	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター
80	ルシオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター
81	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会
82	ダムの地質調査	土木学会
83	ダムの岩盤掘削	土木学会
84	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会
85	軟岩の調査・試験の指針(案) ～1991年版～	土木学会
86	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局
87	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局
88	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課
89	多自然川づくりポイントブック 河川改修の課題と留意点	リバーフロント整備センター
90	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部
91	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁
92	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省
93	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター
94	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省
95	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建設省河川局
96	試験湛水実施要領 (案)	国土交通省
97	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター
98	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター
99	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国土交通省
100	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他
101	正常流量検討の手引き (案)	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
102	洪水予測システムチェックリスト (案)	国土技術政策総合研究所
103	洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第4 版)	国土交通省
104	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第3 版)	国土交通省
105	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省
106	砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) 解説	国土技術政策総合研究所
107	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所
108	多自然川づくりポータルブックⅡ 川の営力を活かした川づくり	リバーフロント整備センター
109	多自然川づくりポータルブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準; 解説	リバーフロント整備センター
110	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き (案)	国土交通省
111	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省
112	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター
113	海岸施設設計便覧2000 年版	土木学会
114	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会
115	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
116	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2. 10	国土交通省、国土技術政策総合 研究所河川研究部海岸研究室
117	津波の河川遡上解析の手引き (案)	国土技術研究センター
118	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3. 1)	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
119	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省
120	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
121	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局、水産 庁、国土交通省
122	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
123	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
124	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
125	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
126	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省
127	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部、気象庁予報部
128	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局 砂防部、気象庁大気海洋部、国 土交通省国土技術政策総合研 究所
129	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省
130	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省
131	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省
132	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き (案)	国土交通省
133	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省
134	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン (案)	国土交通省
135	山地河道における流砂水文観測の手引き (案)	国土交通省
136	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
137	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル (案)	土木研究所
138	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所
139	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所
140	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所
141	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所
142	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター
143	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部
144	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所
145	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局
146	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課
147	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会
148	海岸保全施設耐震点検マニュアル	国土交通省農林水産省・水産庁・運輸省・建設省
149	河川堤防設計指針	国土交通省河川局
150	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター
151	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局
152	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省
153	水文観測業務規程	国土交通省
154	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局
155	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局
156	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局
157	水文観測	全日本建設技術協会
158	絵でみる水文観測	中部建設協会
159	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所
160	河川結氷時の流量推定手法マニュアル (案)	寒地土木研究所
161	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課
162	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター
163	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局
164	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課
165	大河川における多自然川づくり -Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
166	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財)リバーフロント研究所
167	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
168	高潮浸水想定区域図作成の手引きVer. 2. 10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課
169	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省
170	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
171	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所
172	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
173	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
174	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省、国土技術政策総合研究所
〔3〕道路関係		
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会
4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会
8	自転車道必携	自転車道路協会
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会
10	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会
11	クロソイトポケットブック(改訂版)	日本道路協会
12	道路の交通容量	日本道路協会
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board
15	平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会
20	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行にかかる騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所
21	道路土工要綱	日本道路協会
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会
23	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会
25	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会
26	道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会
27	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国PCボックスカルバート協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会
37	道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編)	日本道路協会
38	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会
39	道路橋示方書・同解説(Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会
40	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	日本道路協会
41	道路橋示方書・同解説(Ⅴ 耐震設計編)	日本道路協会
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会
44	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会
46	杭基礎設計便覧	日本道路協会
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会
54	道路橋支承便覧	日本道路協会
55	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会
56	道路橋補修便覧	日本道路協会
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会
59	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会
60	美しい橋のデザインマニュアル 第1集	土木学会
61	美しい橋のデザインマニュアル 第2集	土木学会
62	・橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会
64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年版)	日本道路協会
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会
72	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会
74	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会
75	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会
76	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会
77	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会
81	鐵鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鐵鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行:土木研究センター
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会
83	設計要領第一集 舗装編	NEXCO
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省
85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会
86	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日本道路協会
87	舗装性能評価法 別冊ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会
88	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会
89	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会
90	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度改訂版	日本道路協会
91	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度改訂版	日本道路協会
92	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会
93	落石対策便覧	日本道路協会
94	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会
96	道路防雪便覧	日本道路協会
97	共同溝設計指針	日本道路協会
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター
99	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所
100	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所
101	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会
103	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会
104	道路標識構造便覧	日本道路協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会
106	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会
107	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会
108	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会
111	道路標識ハンドブック(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅡ(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅢ(2020年度版)	全国道路標識・標示業協会編
112	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編
113	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会
114	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会
115	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会
118	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
119	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター
121	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課
123	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長
126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長
127	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
130	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
134	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会
136	舗装性能評価法 ー必須および主要な性能指標編ー(平成25年版)	日本道路協会
137	舗装性能評価法 ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会
139	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局
142	ラウンドアバウトマニュアル2021	交通工学研究会
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局
144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会
145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会
146	PCコンボ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会
147	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会
148	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領(案)	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐
〔4〕電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会
6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省
23	機械工事管理基準(案)	国土交通省
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省

第 2 編 河川編

第 1 章 河川環境調査

第 1 節 河川環境調査の種類

第 2101 条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) 河川水辺環境調査

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 27 年 6 月 1 日国土交通省令第 4 号、43 号 (以下この節において「技術指針省令」という)) に準拠して実施するものとする。

第 2102 条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書 (案) の作成
- (2) 方法書 (案) の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書 (案) の作成
- (7) 評価書 (案) の作成
- (8) 評価書の補正等

第 2103 条 計画段階配慮書 (案) の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書 (案)、要約書 (案) を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容 (事業特性) の把握

受注者は、技術指針省令第四条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容 (以下この節において「事業特性」という。) に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況 (地域特性) の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況 (以下この節において「地域特性」という) を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

42. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 11003 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 11004 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 11005 条 測量の基準

測量の基準は長崎県の定める「公共測量作業規程（公共測量 作業規程の準則を準用）」（以下「規程」という。）第 2 条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第 11006 条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第 11007 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 11008 条 監督職員

1. 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 11009 条 管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 11010 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 11011 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

(参照：H30. 1. 31付 29建企第579号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について)

第 11012 条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 11013 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 主要機器・主要船舶・機械等
(11) 施設（検潮所、試験室等）	(12) 安全管理
(13) 環境保全対策	(14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表）
(15) その他	

(2) 実施方針又は(15)その他には、第 11032 条安全等の確保及び第 11037 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 11014 条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 11015 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施にあたっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。
4. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第 15 条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第 40 条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第 11016 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合

は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督職員の指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。
6. 受注者は、地元関係者から測量業務の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。

第 11017 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 11018 条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
5. 受注者は、成果物において使用する CAD の形式は、原則 SFC 形式とする。

第 11019 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 11020 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って、受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 11021 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 11022 条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。
 - （1） 第 11017 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - （2） 天災その他の不可抗力による損害。
 - （3） その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 11023 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - （1） 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - （2） 履行期間の変更を行う場合
 - （3） 監督職員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - （4） 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - （1） 第 11022 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - （2） 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - （3） その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 11024 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 11025 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第 11033 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。
 - （1） 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - （2） 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適當と認めた場合
 - （3） 環境問題等の発生により測量業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - （4） 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合

- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第 11026 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 11027 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 42 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 11028 条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 11029 条 再委託

- 1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
- 3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 11030 条 成果物の使用等

- 1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
- 2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 11031 条 守秘義務

- 1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写

させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 11013 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 11032 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、船舶等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 2 年 3 月）、「港湾海洋調査安全管理指針（社）海洋調査協会」を参考にして常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷、波浪等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合

なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。

10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。

なお、ただちにに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。

13. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

14. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。

なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級または2級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 11033 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 11034 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 11035 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 11036 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い測量業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該測量業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の測量業務もしくは工事等と、常に相互協調して測量業務を行うものとする。
3. 受注者は、測量業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、測量業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。

5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。
6. 受注者は、測量業務が完了した場合、測量業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 11037 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 11013 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合には、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 11013 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 11038 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
2. 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3. 上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 11039 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 11040 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国官施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 30103 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 30104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 30105 条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第 30106 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 30107 条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 30108 条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等 - 業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 30602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質

調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者とすることができる。

4. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 30109 条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 30110 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 30111 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

（参照：H30.1.31 付 29 建企第 579 号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について）

第 30112 条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 30113 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 主要機器・主要船舶・機械
 - (10) 仮設備計画
 - (11) 施設（検潮所、試験室等）
 - (12) 安全管理
 - (13) 環境保全対策
 - (14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表）
 - (15) その他

業務計画書に記載する管理技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

（2）実施方針又は（15）その他には、第 30132 条安全等の確保及び第 30137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 30114 条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものと

する。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 30115 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 30116 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地元関係者から地質・土質調査業務の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
5. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
6. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 30117 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 30118 条 成果物の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

第 30119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 30120 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
- (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 30121 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 30122 条 条件変更等

1. 監督職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第 30117 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 30123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 30122 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 30124 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期

間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 30125 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 30133 条 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第 30126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 30127 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 42 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 30128 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 30129 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料

の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 30130 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 30131 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第30113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 30132 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）「港湾海洋調査安全管理指針（社）海洋調査協会」を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛

生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする

5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
- (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
- なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。
- なお、ただちに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
13. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
14. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。
15. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。
- なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1 級または 2 級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 30133 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 30134 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 30135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 30136 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い地質・土質調査業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該地質・土質調査業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の地質・土質調査業務もしくは工事と、常に相互協調して地質・土質調査業務を行うものとする。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水土を配置するものとする。
6. 受注者は、地質・土質調査業務が完了した場合、地質・土質調査業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 30137 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 30113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合に

は、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 30113 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

- 1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3．発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 30138 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 1．不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
- 2．不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
- 3．イ上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 30139 条 保険加入の義務

- 1．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
- 2．受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 30140 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国営施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

- 1．受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完

了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第 30141 条 地盤情報の取扱について

1. 受注者は、ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けなければならない。ただし、設計図書において成果として義務づけがないものについては対象外とする。
2. 前項の検定の申込に際しては、地盤情報の公開の可否について記入した上で、検定の申込を行うものとする。なお、原則全ての地盤情報を公開可として取扱うこととするが、公開の可否について、受注者は監督職員に確認すること。
3. 受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告するものとする。

第 30149 条 支障物件（地下埋設物等）調査

1. 受注者は、現地踏査を実施する場合、支障物件（電気、通信、ガス、水道施設等の埋設物）の有無について各埋設物管理者に確認を行い、地下埋設物確認書（様式一イ）、地下埋設物調査範囲平面図（様式一ロ）及び地下埋設物物件事前確認簿（様式一ハ）を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記するものとする。
2. 前項の調査において、さらに確認が必要と判断された場合は、監督職員と協議の上、探査や試掘の調査を実施するものとする。なお、試掘等を実施する場合は、第 30150 条 地下埋設物件の事故防止についてによるものとする。（平成 28 年 11 月 11 日 H28-08080-00918（技術情報班通知参照））

第 30150 条 地下埋設物件の事故防止について

受注者は、ボーリング調査及び試掘を伴う調査等を実施する場合は、下記によるものとする。

1. 地下埋設物件に係る資料収集
 - (1) 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占有者」という。）からも最新の資料を収集するものとする。
 - (2) 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があった場合、又は、地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や河川管理者のほか、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集するものとする。
 - (3) 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式一 1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。
 - (4) 上記 1、2 の資料確認の履行については、工事着手前に地下埋設物確認書（様式一 8）により監督職員に報告するものとする。
2. 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、必要に応じて、発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。
3. 地下埋設物件の位置確認
 - (1) 第 1 項により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲）を占有者との現地立会いを必ず行った上で決定し、別紙様式一 1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 立会いの結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点

のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うものとする。

(3) その結果は、別紙様式ー2(地下埋設物件事前確認簿)に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

4. 試掘(調査ボーリングを除く)

第3項の結果を基に監督職員と協議の上、調査工事区域内の地下埋設物件(電線共同溝、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等)の埋設位置、方向等について、さらに確認が必要と判断された場合は、探査や試掘の調査を実施するものとする。

(1) 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会をを求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式ー3(試掘方法計画書)に取りまとめ、監督職員に提出するものとする。

なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占有者に協力要請するものとする。

(2) 試掘においては、必ず作業状況を監視する者(以下、「監視員」という。)を専任で配置して慎重に作業を行うものとする。

(3) 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。

(4) 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施するものとする。

(5) 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。

(6) 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。

(7) 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。

(8) 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

(9) 試掘が完了したら、別紙様式ー4(試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に提出しなければならない。

5. 監視員

試掘における監視は、原則として管理技術者が行うものとする。

6. 教育の実施

新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

7. 履行状況確認

各項毎の履行状況を別紙様式ー7(履行状況チェックシート(案))により行い、第1項から第4項での段階毎に確認後、監督職員に提出しなければならない。

8. 各項に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第3編 サンプリング

第 30301 条 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第 30302 条 採取方法

1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

第 30303 条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第 30304 条 成果物

1. 成果物は、次のものを提出するものとする。
 - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
 - (2) 採取方法

第4編 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第 30401 条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第 30402 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第 30403 条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及びボーリング柱状図作成要領（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）

第 30404 条 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

第 30405 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験））によるものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第 30406 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験））により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第 30407 条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第 30408 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するもの